



あなたの想いを
みんなの想いへ

相模原市 市民・行政協働運営型市民ファンド

ゆめの芽

募集要項 (令和7年度実施分)

協働運営 NPO法人市民ファンドゆめの芽
(認定NPO法人)
相模原市

市民ファンド「ゆめの芽」は、市民一人ひとりの想いを皆の想いへという観点から、市民や企業からの寄附金で、市内で社会貢献活動を行う市民活動団体を財政的に支援しています。

平成17年から市民の自主的な活動として市民ファンド事業を展開していましたが、平成21年度から市民ファンドを相模原市と協働運営しています。

申請
期間

令和6年10月15日(火)～
令和6年12月13日(金) 必着

We will nurture your mission together.
Make your mission everyone's mission.

助成趣旨

相模原市 市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」（以下、「市民ファンド」という。）は、市民の皆さん一人ひとりの社会に貢献したいという想い、企業の社会貢献に対する想いを寄附金として集め、市内で活動している市民活動団体へ活動資金として提供します。

この市民ファンドは、公募で選考された特定非営利活動法人市民ファンドゆめの芽と相模原市が協働で運営しています。

助成対象となる事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が助成対象事業となります。

- (1) 公共的・公益的な事業であること
- (2) 営利的な活動が主たる目的でない事業
- (3) 政治的・宗教的活動が含まれない事業
- (4) 法令に違反した事業でないこと
- (5) 令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間内に行われる事業

※既存の市補助金に同種・同類のものがある場合は、対象外となることがあります。

※国または地方公共団体等から他の補助金等を受けているもしくは受ける予定のある事業は対象外となります。

助成対象となる団体

次に掲げる要件を全て満たす団体が助成対象団体となります。

- (1) 相模原市内に活動の拠点を有する団体であること
- (2) 構成員が5人以上の団体であること
- (3) 会則又は規則等を定め、継続的な活動を行い、又はこれから行っていく意思のある団体であること
- (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがない団体であること

助

成の種類・助成額

項目	ファーストステップコース	ステップアップコース
目的	活動の初動期を支援するための助成	活動をブラッシュアップし発展させるための助成
対象	設立後3年未満の団体 (応募日現在) ※同一の団体が3回まで助成を受けることができます。	設立後3年以上の団体 (応募日現在) ※同一の団体が3回まで助成を受けることができます。
助成額	総事業費の90%以内で10万円以内(学生主体の場合には100%以内で助成)	総事業費の80%以内で50万円以内
助成金 予算総額	300万円程度	

※同じ団体が複数の事業を応募することはできません。

助成対象外の経費

次に掲げる経費は助成の対象外となりますので、支出予定経費として計上しないでください。

- (1) 団体の人件費・事務局経費等、経常的な団体運営に要する経費
- (2) 団体構成員の飲食や親睦に関する経費
- (3) 不動産及び経常的な団体運営に要する備品の購入費
- (4) その他社会通念上適切と認められない経費

審査基準

提案事業を次の6つの審査項目に基づき審査員が審査します。

審査項目	審査の視点	配点
新規性 先駆性	創意工夫が凝らされており、これまでにない新しい視点・発想で提案された事業であるか。	5点
公共性 (公益性)	不特定多数の市民の利益、または社会全体の利益につながるものであるか。	5点
必要性	市民や地域のニーズを的確に捉えた、社会的に必要性のある事業であるか。	5点
計画性 実現可能性	事業の実施方法、スケジュール、収支予算等に無理がなく、応募団体に事業を遂行する能力があると認められるか。	5点
将来性 発展性	事業に継続性があるとともに、自主的な活動による発展性・将来性があるか。	5点
費用対効果	対象経費の内容、助成金の申請額が妥当で、費用対効果の視点に立った検討がされている事業であるか。	5点

※審査員の合計点数が満点の4割以下の場合、失格といたします。
※予算の範囲内での助成となりますので、失格とならなくても助成金の交付を受けられない場合があります。

選考方法

助成金交付申請書等の提出書類、公開プレゼンテーションの場での事業説明及び審査員からの質疑・応答により審査を行い、審査員の合計得点が高い団体から総合的に判断して助成額を決定します。(パソコン、プロジェクター、模造紙等の使用可)

- ※公開プレゼンテーションは、一般公開で行います。
- ※公開プレゼンテーションの際に、パソコン等の機材を使用したい場合には、事前に事務局までご連絡下さい。
- ※申請者が多数の場合には、事前に助成金交付申請書等の提出書類による1次選考を行いますので、公開プレゼンテーションに参加できない場合もあります。
- ※公開プレゼンテーションは、令和7年2月15日(土)に開催予定です。正式な開催日時・場所については、申請団体に通知するとともにホームページで公表します。

募集期間

令和6年10月15日(火)
～令和6年12月13日(金) 必着

申請方法

所定の助成金交付申請書、申請団体の会則・規約（法人については定款）及び申請団体の役員名簿（役職・氏名のみ）をメール（宛先：fund@yumenome.com 件名の最初に【ゆめの芽応募】と必ず入れて下さい）にて事務局へ送付してください。

助成金交付申請書はホームページ（fund@yumenome.com）からダウンロードしてください。そのほか、相模原市役所 市民協働推進課で申請期間中に配布いたします。

参考として提出したい団体パンフレット等の資料がある場合は、公開プレゼンテーション当日に10部お持ちください。提出書類は返却いたしません。

なお、ご不明点がございましたら、相模原市市民協働推進課（TEL:042-769-8226）にご相談ください。

審査結果の発表

令和7年3月末日までに、申請団体にご通知するとともに、ホームページで公開します。ただし、採否の理由の問い合わせは受け付けません。

そ

その他の応募条件等

- (1) 初めて応募される団体の皆様は、必ず事前に相模原市市民協働推進課（TEL:042-769-8226）に相談をお願いします。
- (2) 助成事業報告書は、助成事業終了後30日以内又は令和8年4月15日のいずれか早い日までに領収書を添えて提出してください。（年度途中で事業実施状況報告〔中間報告〕を求める場合もあります。）なお、交付した助成金に執行残がある場合は、すみやかに返還していただきます。
- (3) 助成事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）はいつでも見られるように整理しておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、助成金の交付に係る会計年度終了後、5年間保管してください。
- (4) 公正性、透明性を高めるため、助成金交付申請書や事業報告書等の提出書類及び助成事業の内容、成果等を公開させていただきます。
- (5) 公開プレゼンテーションへの参加は必須です（令和7年2月15日（土）開催予定）。
- (6) 申請内容に虚偽等があった場合や助成事業を実施しなかった場合は、交付した助成金を返還していただきます。
- (7) 令和8年6月に開催予定の助成事業報告会での事業結果報告をお願いします。
- (8) 助成事業の実施にあたり、パンフレット等に当ファンドの助成を受けていることの表示にご協力をお願いします。
- (9) 令和7年度の中頃に中間ヒアリングを実施しますのでご参加下さい。

お問い合わせ



〒252-0236

相模原市中央区富士見6-6-1 大賀ビル2F 弁護士法人相模原法律事務所内
特定非営利活動法人市民ファンドゆめの芽事務局（担当：伊藤）

TEL: 042-752-0885 FAX: 042-756-0973 E-mail: fund@yumenome.com

ホームページ: <http://www.yumenome.com>